

恩納村土地利用規制のためのガイドライン

恩納村環境保全条例(2019.10.1改正)  
恩納村環境保全条例施行規則(2020.4.1改正)

用域区分	土地利用規制	建築物等の利用規制(形態規制)
農業用域	・農林業、農業用施設以外の用途には使用しない	-----
保安制限林用域	・環境保全以外の用途に使用してはならない	-----
特定用域	・米軍及び自衛隊施設以外の用途に使用してはならない。	-----
漁業用域	・水産業以外の用途に使用してはならない(漁業関係者自らが営業する場合は除く)	-----
公共施設用域	・官公署用地等で公共施設に限定して使用する。	-----
集落用域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途制限・指定エリア <b>住宅・共同住宅・宿舎のみ建築が可能である。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容積率200%以下 建坪率:制限無し</li> <li>・高さ制限:3階以下かつ13m以下(景観むらづくり条例)</li> </ul>
準集落用域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途制限・指定エリア <b>住居・共同住宅・宿舎・事務所・店舗の建築が可能である。</b> 主要道路の道路境界より、奥行き30m以内もしくは、連続した土地で集落環境に影響を及ぼさない範囲とする。</li> <li>・次の用途については、村長の承認を必要とする。 商業施設(売場面積 500m<sup>2</sup>以上)、作業所(原動機を使用するものは作業所面積 150m<sup>2</sup>以上) 営業用倉庫 (150m<sup>2</sup>以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容積率200%以下 建坪率:制限無し</li> <li>・高さ制限:3階以下かつ13m以下(景観むらづくり条例)</li> </ul>
中層住居用域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途制限・指定エリア <b>住居・共同住宅・宿舎・事務所・店舗・ホテル・旅館の建築が可能である。</b> 集落環境に影響を及ぼさない所で、リゾート用域の隣接地を指定する。(集落用域とリゾート用域のバッファゾーン)</li> <li>・次の用途については、村長の承認を必要とする。 商業施設(売場面積 500m<sup>2</sup>以上)、作業所(原動機を使用するものは作業所面積 150m<sup>2</sup>以上) 営業用倉庫 (150m<sup>2</sup>以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容積率:制限無し 建坪率:制限無し</li> <li>・高さ制限:20m以下かつ6階以下。ただし、高さの比率に応じた壁面後退あり。(景観むらづくり条例)</li> </ul>
リゾート用域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途制限・指定エリア <b>住居・共同住宅・宿舎・事務所・店舗・ホテル・旅館の建築が可能である。</b> 集落の端で、集落環境に影響を及ぼさない所を指定する。</li> <li>・ゴルフ場、営業を目的とする駐車場、運輸施設(小規模なものを除く) については、村長の承認を必要とする。</li> <li>・開発区域内の傾斜地(地形こう配が20度を超える傾斜地をいう)の面積 が原則として開発区域の面積の80%を超えないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水排水等は三次処理をし、BOD、COD、SSともに10mg/l以下、PH5.8～8.6</li> <li>・高さ制限:40m以下。ただし、高さの比率に応じた壁面後退あり。(景観むらづくり条例)</li> </ul>
地域環境保全用域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いかなる開発、建築行為に関しても村長の承認を必要とする</li> <li>・当該地は、環境保全を優先的に図るべき区域とする</li> <li>・土地変更率20%以内であること</li> <li>・開発区域内の80%以上の緑地を保全すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ制限:2階以下かつ10mを超えないこと。(景観むらづくり条例)</li> </ul>

\* 恩納村環境保全条例 土地利用区分の用途制限

○建てられる用途 ×建てられない用途 △村長承認を必要とする。	住宅 共同住宅 寄宿舎	日用品販売 理髪店	店舗 事務所	ホテル 旅館
集落用域	○	○	×	×
準集落用域	○	○	○	×
中層住居用域	○	○	○	○
リゾート用域	○	○	○	○
地域環境保全用域	△	△	△	△

\* その他の用途については、住居環境を害する恐れが無い場合に、村長の承認を得て建築する事ができる。

## \* 景観むらづくり条例ガイドライン(2019.10.1施行)

項目	既存地区	新規地区	既存地区	新規地区	既存地区	既存地区
	集落景観保全地区	準集落景観保全地区	自然景観保全地区	中層景観形成地区	リゾート景観創造地区	農漁業景観形成地区
建築物の高さに関する制限	3階以下かつ 13m以下	3階以下かつ 13m以下	2階以下かつ 10m以下	6階以下かつ 20m以下	40m以下	平屋かつ 8m以下
建築物の壁面の位置の制限	○道路側の敷地境界線から50cm以上後退させること。	—	—	○主要道路の中心線から壁面の位置(D)と建築物の高さ(H)の比率(D/H)は、海側で1.2以上、陸側で2以上とする。	—	—
高さ・配置・形態 意匠・色彩	○地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう高さ・配置等に配慮すること。 ○建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点などの主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう考慮すること。 ○海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 ○建築物等が大規模となる場合は、隣接する集落等への圧迫感を軽減するために分節か、分散配置等の工夫を行うこと。 ○地形を活かした建築物等の配置を行うこととする。 ○屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮へい等をおこなうこと。 ○建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩(マンセル値: 明度8以上、彩度2以下)を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 ○建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。	—	—	—	—	—
色彩	○デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、使用面積は各立面の表面積の10%以下にとどめること。	—	—	○デザインのアクセントとして壁面や軒裏に高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、使用面積は各立面の表面積の5%以下にとどめること。	—	—
敷地内の緑化	○敷地内は出来る限り緑化に努めるものとする。 ○フクギ等の屋敷林は出来るだけ保全するものとする。	○既存の緑地及び地形について80%以上の保全を図ること。 ○敷地内は出来る限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこと。	○敷地内は出来る限り緑化に努めるものとする。 ○フクギ等の屋敷林は出来るだけ保全するものとする。	○敷地面積の30%以上の緑化を行うとともに、リゾート地にふさわしい景観の演出を図ること。 ○屋外の駐車場は、できる限り緑化すること。	—	—